

平成25年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

1. 招 集 月 日 平成25年4月26日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成25年5月7日(火) 午前11時15分
閉会 午後 5時18分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	森上 寿	水道課長	土崎 由文	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志	農業委員会長	田中 正規	監査委員	實田 譲

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成25年第3回邑南町議会臨時会議事日程

平成25年5月7日（火）

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

平成 2 5 年第 3 回 邑南町議会臨時会追加議事日程

平成 2 5 年 5 月 7 日（火）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第 6 常任委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第 9 議会広報特別委員会の設置
- 追加日程第 1 0 浜田作木線改良促進特別委員会の設置
- 追加日程第 1 1 特別委員会委員の選任
- 追加日程第 1 2 特別委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第 1 3 邑智郡総合事務組合議会議員選挙
- 追加日程第 1 4 邑智郡公立病院組合議会議員選挙
- 追加日程第 1 5 江津邑智消防組合議会議員選挙
- 追加日程第 1 6 議案の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第 4 7 号 監査委員の選任の同意について
- 追加日程第 1 7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決
議案第 4 8 号 専決処分の承認を求めることについて

(邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正)

議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例の一部改正)

議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町一般会計補正予算第 9 号)

議案第 5 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号)

議案第 5 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 4 号)

議案第 5 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号)

議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号)

議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 5 号)

平成25年第3回邑南町議会臨時会(第1日)会議録

平成25年5月7日(火)

—— 午前11時00分 ——

~~~~~○~~~~~

### 臨時議長の紹介

- 沖事務局長(沖幹雄)** おはようございます。議会事務局長の沖でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、清水優文議員が年長の議員でございますので、ご紹介いたします。清水優文議員、よろしくお願いいたします。議長席にご登壇ください。

(清水優文議員、議長席に着席)

~~~~~○~~~~~

臨時議長のあいさつ

- 清水臨時議長(清水優文)** ただいま、紹介をいただきました、清水でございます。これから地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ここで、開議に先立ちまして、ご当選の栄誉により、議席を得られました議員の皆さまの自己紹介をお願いし、続いて町長のごあいさつをいただき、その後、執行部の皆さま、それぞれから簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

### 議員自己紹介

- 清水臨時議長(清水優文)** ご異議がないようでありますので、最初に議員の皆さまにご着席の前列の右側1番議員から、自席において、順次お願いしたいと思います。住所、氏名は必ずいれていただき、簡潔に自己紹介をお願いしたいと思います。それではよろしくお願い申し上げます。
- 大和議員(大和磨美)** 1番大和磨美です。下田所に住んでおります。皆さんとともに考え町民の皆さんのためになることを精一杯頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
- 滝田議員(瀧田均)** 2番瀧田均でございます。邑南町の日貫出身でございます。初めての議員でわからないことばかりですが、一生懸命勉強して議員活動を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 平野議員(平野一成)** 3番平野一成と申します。邑南町は田所の出身でございます。初めてでございますので皆様方と一緒にですね、素敵な邑南町を作れるように頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 和田議員(和田文雄)** 5番の和田文雄と申します。出身地は出羽三日市でございます。私、行政何も携わったことがなくわかりませんが、これから一生懸命勉強して町のために役立っていこうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
- 宮田議員(宮田博)** 6番宮田博でございます。井原の皆井田の出身でございます。信用

金庫というところに42年勤めておりまして、現在はJA島根おおちの監事と邑智福祉振興会の監事も勤めております。段魚の観光ガイドもしております。年間10万人を目指しております。よろしくお願いします。

●**漆谷議員（漆谷光夫）** 7番漆谷光夫です。邑南町矢上の出身です。今の心境は小学校一年生です。今、机について非常にピカピカの一年生ではありますが今の気持ちを忘れずに、町民の皆さんが幸せに、元気に暮らせる町づくりに皆さんと取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願いします。

●**大屋議員（大屋光宏）** 大屋光宏です。家は矢上です。引き続きよろしくお願いします。

●**中村議員（中村昌史）** 無事2期目を迎えることができました。中村昌史です。羽須美地区下口羽の出身です。変わりませずよろしくお願いします。

●**日野原議員（日野原利郎）** 矢上出身の日野原利郎でございます。2期目に入ります。より一層頑張らしていただきます。よろしくお願いいたします。

●**辰田議員（辰田直久）** 12番辰田です。ようやく後ろの席に座ることができました。今回の選挙で私が公約しましたこと実現に向けて頑張らせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

●**亀山議員（亀山和巳）** 13番亀山和巳です。邑南町市木46番地に住んでおります。よろしくお願いします。

●**石橋議員（石橋純二）** 14番石橋純二でございます。引き続きよろしくお願ひをいたします。邑南町高原の出身でございます。

●**山中議員（山中康樹）** 15番瑞穂地域の高原の山中康樹でございます。今後もよろしくお願ひいたします。

●**三上議員（三上徹）** 三上徹でございます。とうとう一番古い議員になってしまいました。また、邑南町のために執行部ともども、けんけんがくがくやりましょう。よろしくお願いいたします。

●**清水議員（清水優文）** 11番の清水優文でございます。矢上の出身でございます。役場に一番近い議員でございます。今後ともよろしくお願いします。

●**清水臨時議長（清水優文）** 以上で議員の皆さまの自己紹介が終わりました。

~~~~~○~~~~~

（町長あいさつ・執行部の紹介）

●**清水臨時議長（清水優文）** 続きまして、執行部の皆さまに、お願ひいたします。

初めに石橋町長のごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●**石橋町長（石橋良治）** 議長

●**清水臨時議長（清水優文）** 石橋町長

●**石橋町長（石橋良治）** 議員の皆様方には、ご当選まことにめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。15人の議員さんには、これまでお世話になったベテラン議員さんはもちろんのこと、初当選された議員さんも6人いらっしゃって大変期待されているところでございます。執行部の方も新しく課長が5人、また、新人の支所長が2人この4月に昇格をいたしました。後ほど執行部全ての紹介をやらせますけども、これからもご指導いただきながら活発な議論を行い、お互い切磋琢磨して一層町民の負託にこたえていきたい決意でございます。えー、その中でこれからの町を取り巻く環境を考えると、さ

らにその厳しさが増してくることは間違いございません。少子高齢化の一段の高まりと相まって一つ目には財政的には合併後10年間の交付税の優遇措置が26年度で終わり、27年度からは1本算定となりそれ以降推計でございますけども5年間で約10億円が当町の場合減少してくることはほぼ間違いございません。2つ目には、今の、現政権下におきましてはT P Pや道州制の問題等一層この地方の自立を求めてくることが予想されます。私の3期目の実質のスタートもこの4月から既に始まっております。えー、合併後積極的に取り組んできた定住対策、とりわけ、公立邑智病院の維持発展、また、矢上高校の存続発展、さらには公民館単位の特色ある地域づくり等々、こういったものを基本としながら、さらなる定住対策の2本柱でございます日本一の子育て村づくり、そしてA級グルメの町づくり、こうしたものを町民総参加のなかで全町的に展開する本年度は勝負の年というふうに位置づけております。厳しさはどこの自治体も一緒です。生き残りをかけ、今後とも人口減少を少しでも食い止めて維持発展していく邑南町でなければなりません。また、来年は合併10周年を迎える大きな節目の年でございます。議員の皆さん方、町民の皆さんと一緒にお祝いをできるめでたい年にしていきたいと考えております。最後になりますけれども、これからも町民の幸せを第一に町民の皆さんとともに歩んでまいりたい覚悟でございますので、議員の皆様方にはよろしくご指導をお願いいたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

- 清水臨時議長（清水優文）** ありがとうございます。続きまして、副町長以下、執行部の自己紹介をしていただきます。自己紹介は自席でお願いいたします。桑野副町長さん側、向かって左側の席の自己紹介をしていただきまして、それから右側、河野教育委員長さん側の席の自己紹介をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。
- 桑野副町長（桑野修）** 副町長の桑野です。よろしくお願いいたします。2期目に入っております。出身は瑞穂地域の下田所でありまして、田所郵便局のとなりに住まいをしております。よろしくお願いいたします。
- 藤間総務課長（藤間修）** 総務課長の藤間と申します。よろしくお願いいたします。
- 日高企画財政課長（日高輝和）** 4月1日より企画財政課長を拝命いたしました日高輝和と申します。よろしくお願いいたします。
- 細貝危機管理課長（細貝芳弘）** 失礼します。危機管理課2年目の細貝芳弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 服部町民課長（服部導士）** 失礼します。町民課長と併せまして邑南町の選挙管理委員会の事務局長をしております。服部と申します。よろしくお願いいたします。
- 飛弾福祉課長（飛弾智徳）** 失礼します。福祉課長及び邑南町福祉事務所の飛弾智徳と申します。よろしくお願いいたします。
- 原定住促進課長（原修）** 定住促進課長原と申します。今年で3年目を迎えます。
- 日高商工観光課長（日高始）** 商工観光課長の日高始でございます。2年目を迎えております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 森上建設課長（森上寿）** 建設課長の森上と申します。2年目を迎えました。よろしくお願いいたします。
- 植田農林振興課長（植田弘和）** 農林振興課長の植田と申します。今年4月1日に課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

- 土崎水道課長（土崎由文）** この４月に昇格により水道課長を拝命しました土崎と言います。よろしくお願いします。
- 日高保健課長（日高誠）** 保健課長の日高誠と言います。３年目を迎えました。よろしくお願いいたします。
- 河野教育委員長（河野義則）** 教育委員長をおおせつかっております河野義則と申します。田所の出身です。日本一の子育て村のために邑南町の教育は何をすべきか一生懸命検討しております。よろしくお願いします。
- 土居教育長（土居達也）** 教育長の土井達也です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中農業委員会長（田中正規）** 農業委員会の会長をしております田中正規です。どうかよろしくお願いします。
- 實田代表監査委員（實田譲）** 監査委員をしております實田と申します。瑞穂地区の高原出身でございます。３期目になりますのでマンネリ化しないように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。
- 小林情報推進課長（小林雅博）** 情報推進課長の小林でございます。３年目となります。どうかよろしくお願いいたします。
- 上田税務課長（上田洋文）** ４月１日より税務課長を拝命しました上田洋文と申します。よろしくお願いします。
- 能美生涯学習課長（能美恭志）** 失礼いたします。同じく４月１日から生涯学習課長を拝命いたしました能美と申します。よろしくお願いいたします。
- 田中学校教育課長（田中節也）** 学校教育課長の田中節也と申します。出身は羽須美地域の雪田でございます。よろしくお願いいたします。
- 安原会計管理者（安原賢二）** 会計管理者兼会計課長の安原です。住まいは矢上郡山です。本課３年目になります。よろしくお願いします。
- 川信瑞穂支所長（川信学）** ４月１日より瑞穂支所長を拝命しました川信学と申します。よろしくお願いします。出身は瑞穂地域高原でございます。よろしくお願いします。
- 加藤羽須美支所長（加藤幸造）** 失礼いたします。４月１日より羽須美支所長を拝命しました加藤と申します。出身は羽須美地域の阿須那です。よろしくお願いいたします。
- 清水臨時議長（清水優文）** ありがとうございます。

—— 午前１１時１５分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### （開会・開議宣告）

- 清水臨時議長（清水優文）** ただいま議員１５名、全員出席しております。定足数に達しておりますので、これより平成２５年第３回邑南町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第１ 仮議席の指定）

- 清水臨時議長（清水優文）** 日程第１、仮議席の指定。仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。ここで暫時休憩といたします。議員の皆様はそのままお待ちください。

—— 午前 11 時 16 分 休憩 ——

(執行部退席、選挙準備)

—— 午前 11 時 17 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

## (日程第 2 議長選挙)

●清水臨時議長(清水優文) 再開いたします。日程第 2、議長の選挙。これより議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、投票により行うことといたします。

●清水臨時議長(清水優文) 議場の出入り口を閉鎖いたします。  
(議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認)

●清水臨時議長(清水優文) ただ今の出席議員数は 15 名でございます。次に、立会人を指名いたします。邑南町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、大和議員、2 番、瀧田議員を指名いたします。それでは、投票用紙を配布いたします。  
(事務局長、投票用紙を配布)

●清水臨時議長(清水優文) 念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。  
(「なし」の声あり)

●清水臨時議長(清水優文) 配布漏れなしと認めます。それではご記入ください。  
(記載)

●清水臨時議長(清水優文) 投票箱を点検いたします。  
(事務局長、投票箱の点検を行う。)

●清水臨時議長(清水優文) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。  
(順次投票)

●冲事務局長(冲幹雄) 1 番、大和議員。 2 番、瀧田議員。 3 番、平野議員。 5 番、和田議員。 6 番、宮田議員。 7 番、漆谷議員。 8 番、大屋議員。 9 番、中村議員。 10 番、日野原議員 12 番、辰田議員。 13 番、亀山議員。 14 番、石橋議員。 15 番山中議員。 16 番、三上議員。 11 番、清水議員。  
(最後に臨時議長が議長席で投票)

●清水臨時議長(清水優文) 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

●清水臨時議長(清水優文) 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。ただいまから、開票を行います。1 番、大和議員、2 番、瀧田議員。開票の立会をお願いいたします。  
(開票・事務局長開票。臨時議長、1 番議員、2 番議員は立会。)

●清水臨時議長(清水優文) 選挙の結果を報告いたします。投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票はありませんでした。有効投票のうち、山中康樹議員 14 票、大和磨美議員 1 票、以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、山中康樹議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。  
(事務局長、議場の閉鎖を解く。)

●**清水臨時議長（清水優文）** ただいま議長に当選されました山中議員が議場におられますので、本席から邑南町議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。議長に当選されました山中議員に当選の受諾及びごあいさつをお願いいたします。自席でお願いします。

●**山中議員（山中康樹）** ありがとうございます。謹んで議長をお受けいたします。よろしくをお願いいたします。

●**清水臨時議長（清水優文）** 以上をもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。皆さんの、ご協力、まことにありがとうございました。ここで、休憩いたします。再開は11時40分といたします。

—— 午前11時29分 休憩 ——

（事務局、副議長選挙用意、追加日程の配布）

—— 午前11時37分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（日程の追加）

●**山中議長（山中康樹）** それでは再開をいたします前に一言ごあいさつを申し上げます。えー、ただいまは大勢の皆様方のご支援を賜り議長に選任を賜りまして身に余る光栄に存じます。心から厚くお礼申し上げます。えー、私はまだ浅学菲才の身ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、全身全霊を持ち、邑南町発展のために、邑南町議会発展のために全力で働く決意でございます。どうぞ議員各位、皆様方の今後ますますのご指導ご鞭撻を賜りながら一生懸命やっていきたいと思っております。えー、最初でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもこのたびはありがとうございました。それでは改めまして再開をいたします。お諮りします。ただいま、お手元に配布いたしましたとおり、追加日程第1、議席の指定から追加日程第17、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●**山中議長（山中康樹）** 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、議席の指定から追加日程第17、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第1 議席の指定）

●**山中議長（山中康樹）** 追加日程第1、議席の指定。これより邑南町議会会議規則第3条第2項の規定によりまして、議長において議席の指定を行います。事務局長より議席番号、氏名を朗読させますので定められた席に、移動、ご着席をお願いいたします。

●**沖事務局長（沖幹雄）** それでは朗読いたします。

1番、大和磨美議員。2番、瀧田均議員。3番、平野一誠議員。5番、和田文雄議員。6番、宮田博議員。7番、漆谷光夫議員。8番、大屋光宏議員。9番、中村昌史議員。10番、日野原利郎議員。11番、清水優文議員。12番、辰田直久議員。13番、亀山和巳議員。14番、石橋純二議員。15番、三上徹議員。16番、山中康樹議員。以上でございます。

(移動)

- 山中議長（山中康樹） 以上で議席の指定を終わります。

~~~~~○~~~~~

(追加程第2 会議録署名議員の指名)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。3番、平野議員、5番、和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

**(追加日程第3 会期の決定)**

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月7日の1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月7日の1日限りと決定をいたします。ここで暫時休憩といたしますのでそのままでお待ちください。

—— 午前11時42分 休憩 ——

(事務局選挙準備)

—— 午前11時43分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第4 副議長の選挙)

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。追加日程第4、副議長の選挙。これより副議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行うことといたします。

- 山中議長（山中康樹） 議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認)

- 山中議長（山中康樹） ただ今の出席議員数は15名でございます。次に、立会人を指名いたします。邑南町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、宮田議員、7番、漆谷議員を指名いたします。それでは、投票用紙を配布いたします。

(事務局長、投票用紙を配布する。)

- 山中議長（山中康樹） 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 山中議長（山中康樹） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(事務局長、投票箱の点検を行う。)

- 山中議長（山中康樹） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長、議席番号と氏名を読み上げる、順番に投票する。)

- 冲事務局長（冲幹雄） 1番、大和議員。2番、瀧田議員。3番、平野議員。5番、和田議員。6番、宮田議員。7番、漆谷議員。8番、大屋議員。9番、中村議員。10番、日野原議員。11番、清水議員。12番、辰田議員。13番、亀山議員。14番、石橋議員。15番、三上議員。16番、山中議長。

(最後に議長が議長席で投票(事務局長が投票箱移動対応))

●山中議長(山中康樹) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。6番、宮田議員、7番、漆谷議員。開票の立会をお願いいたします。

(開票・事務局長開票する。議長、6番議員、7番議員は立会。)

●山中議長(山中康樹) 選挙の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効はありませんでした。有効投票のうち、辰田直久議員14票、大和磨美議員1票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、辰田直久議員が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場の閉鎖を解く。)

●山中議長(山中康樹) ただいま副議長に当選をされました辰田議員が議場におられますので、本席から邑南町議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。副議長に当選されました辰田議員に当選の受諾及びごあいさつをお願いいたします。

●辰田議員(辰田直久) ただ今は副議長の選挙におきまして多くの皆様のご推薦をいただきました。謹んで役職をお受けいたします。私、副議長職2回目になりますが、まだ人生経験があまり豊富ではございませんので議員の皆様方のご協力を得ながら、議長の女房役として頑張らせていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

●山中議長(山中康樹) ここで、暫時休憩いたします。

—— 午後11時54分 休憩 ——

(各常任委員会委員名簿を配布)

—— 午後 3時22分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第5 常任委員会委員の選任)

●山中議長(山中康樹) それでは再開をいたします。追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第6 常任委員会委員長、副委員長の互選)

●山中議長(山中康樹) 追加日程第6、常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選していただき、決定次第、ご報告を願います。ここで、暫時休憩いたします。再開は3時27分といたします。

—— 午後3時23分 休憩 ——

(各常任委員会の正副委員長名簿、議会運営委員会委員名簿を配布)

—— 午後 3 時 2 6 分 再開 ——

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各常任委員会の委員長ならび副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、お手元に配布しておりますが、おります名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程 8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 8、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。議会運営委員会の委員長ならび副委員長を、邑南町議会委員会条例第 8 条第 2 項及び第 9 条の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告願います。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午後 3 時 2 7 分 休憩 ——

(議会運営委員会の正副委員長名簿、特別委員会の設置を配布)

—— 午後 3 時 3 4 分 再開 ——

- 山中議長（山中康樹） それでは再開をいたします前に、事務局より資料の訂正がありますので事務局より訂正を申し上げます。
- 冲事務局長（冲幹雄） さきほどお配りしました常任委員会委員の選任でございますが邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項とすべきところを第 7 条第 1 項とタイプしておりました。大変申し訳ありませんが第 7 条第 4 項に訂正をお願いいたします。それからただいま配りました議会運営委員会の選任についても第 7 条第 1 項ではなくて第 7 条第 4 項に修正をお願いいたします。
- 山中議長（山中康樹） 以上でございます。再開をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果の報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第 9 議会広報特別委員会の設置)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 9、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第 6 条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、議会広報に関する調査研究について 6 名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議会広報に関する調査研究について6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第10 浜田作木線改良促進特別委員会の設置)

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第10、浜田作木線改良促進特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成をする浜田作木線改良促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成をする浜田作木線改良促進特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午後3時36分 休憩 ——

(特別委員会委員の名簿を配布)

—— 午後3時38分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第11 特別委員会委員の選任)

- 山中議長(山中康樹) 再開をいたします。追加日程第11、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。特別委員会委員の選任につきましては邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名をしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第12 特別委員会委員長、副委員長の互選)

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第12、特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条の規定により互選していただき、決定次第ご報告願います。ここで、暫時休憩といたします。再開は3時43分といたします。

—— 午後3時39分 休憩 ——

(特別委員会の正副委員長及び一部事務組合議会議員名簿を配布)

—— 午後3時44分 再開 ——

- 山中議長(山中康樹) 再開をいたします。特別委員会の委員長ならび副委員長の互選結果の報告をいたします。特別委員会の委員長ならび副委員長は、お手元に配布をいたしま

した名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第13 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙)

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第13、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に中村昌史議員、宮田博議員、大和磨美議員、山中康樹議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま、指名をいたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました中村議員、宮田議員、大和議員、山中議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選をされました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第14 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙)

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第14、邑智郡公立邑智、公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたします。いたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名をすることにしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に三上徹議員、石橋純二議員、清水優文議員、瀧田均議員、山中康樹議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま、指名いたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました三上議員、石橋議員、清水議員、瀧田議員、山中議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選されました。

~~~~~○~~~~~

## (日程第 15 江津邑智消防組合議会議員の選挙)

- 山中議長(山中康樹) 日程第 15、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。江津邑智消防組合議会議員に日野原利郎議員、山中康樹議員を指名いたします。お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました 2 名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をしました日野原議員、山中議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ここで、暫時休憩いたします。再開は 4 時といたします。

—— 午後 3 時 48 分 休憩 ——

(執行部着席)

—— 午後 3 時 59 分 再開 ——

- 山中議長(山中康樹) それでは再開をいたします。執行部に来ていただきましたので再開前に一言ごあいさつを申し上げます。えー、先ほどの議会議長選挙におきまして議員各位のご推挙を賜りまして議長に選任を賜りました。誠にありがとうございました。えー、私、浅学非才の身ではありますが、邑南町の発展のため、また、議会の発展のために全身全霊を尽くす所存でございます。このたびはまた、新しい議員さん、また、新しい課長さんと新たな陣営でこの議会が始まるわけでございますが、邑南町町民の福祉向上のために一生懸命やりたいと思っておりますので執行部の皆さんをはじめ、議会議員各位の皆様方に今後ともご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたしまして初めのあいさつにさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

- 山中議長(山中康樹) それでは、町長の方から報告をしたいという申し出がございましたので、報告を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外

- 山中議長(山中康樹) 番外、町長

- 石橋町長(石橋良治) 先ほどはごあいさつがございましたけれど、山中議員さんが議長ご就任されました。誠にめでたうございます。ますますのご活躍をお祈りいたします。えー、それでは諸議案の説明に先立ちまして行政報告をさせていただきます。えー、叙勲についてでございますけども、春の叙勲が 4 月 29 日に発表され、瑞穂地域の元消防団長、北村豊弘さんが瑞宝双光章を受章されました。また、井原地区出身で東京在住の元芝郵便局長、神田恵介さんが瑞宝小綬章を受章されました。えー、これまでのご功績をたたえる



とともに心からお慶びを申し上げます。えー、なお、北村氏、神田氏ともに矢上高校の同級生ということで13期の卒業生であるというふうに伺っております。以上併せてご報告申し上げます。えー、なお、本日提案いたします議案は、監査委員の選任の同意についてが1件、えー、条例改正の専決処分の承認を求める件が3件、補正予算の専決処分の承認を求める件が6件、合計10件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 町長の報告を以上で終わります。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第16 議案の上程、説明、質疑、討論、採決）

●山中議長（山中康樹） 追加日程第16、議案の上程、説明、質疑、討論、採決、議案第47号。それでは、追加日程第16、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第47号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。ここで、議案第47号につきましては、日野原議員に直接の利害関係のある事件であると認められ、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（日野原議員退席）

●山中議長（山中康樹） それでは議案第47号、監査委員の選任の同意については、提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 番外、石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） それでは議案第47号の提案理由をご説明申し上げます。本議案は議会議員の中から選任する監査委員について議会の同意を求めるものでございます。日野原利郎議員さんを選任したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、議案第47号の提案理由の説明は終わりました。

ここでお諮りをいたします。議案第47号につきましては、人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって議案第47号は、質疑、討論を省略して直ちに採決することに決定をいたしました。これより議案第47号を採決いたします。議案第47号に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成、したがって、議案第47号、監査委員の選任の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで、退場されております。日野原議員の入場を求めます。

（日野原議員入場）

●山中議長（山中康樹） 日野原議員にお知らせします。議案第47号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしましたので、お知らせします。

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第17 議案の上程、説明、質疑、討論、採決）

●山中議長（山中康樹） 追加日程第17、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第48号専決処分の承認を求めることについてから、議案第56号専決処分の承認を求めることについてまでの9議案を一括上程いたします。提出者からの、提案理由の

説明を求めます。

●**石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 番外、石橋町長。

●**石橋町長（石橋良治）** 次に、議案第48号から議案第50号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、介護予防生活支援事業の種類の追加をしようとするもので、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例について所要の改正を専決処分したものでございます。次に、議案第50号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から、説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

●**飛弾福祉課長（飛弾智徳）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 番外、飛弾福祉課長

●**飛弾福祉課長（飛弾智徳）** 議案第48号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。このたびの改正は、25年度から新たに組み込む邑南町生活管理指導員派遣事業につきまして、えー、利用者に対して負担金を徴収することから条例の一部を改正するものでございます。この邑南町生活管理指導員派遣事業は基本的生活習慣が欠如しているなどの理由により、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な、おおむね65歳以上で、介護保険認定以外の者に対して生活管理指導員、ホームヘルパーでございしますが、これを週2回を上限に派遣をし、日常生活や家事に対する支援や指導、見守りを行い、要介護状態への進行を予防することを目的に行うものでございます。改正内容でございますが、まず、第2条支援事業の種類及び別表の事業区分に括弧6 邑南町生活管理指導員派遣事業を加え、別表の費用徴収額に介護保険の報酬単価に準じて算定をいたしました利用1回括弧45分未満括弧とじ当たり190円、利用1回括弧45分以上60分未満括弧とじ当たり240円を加えるものでございます。施行日は平成25年4月1日とし附表、附則に規定をしております。以上が邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

●**上田税務課長（上田洋文）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 番外、上田税務課長

●**上田税務課長（上田洋文）** 議案第49号邑南町税条例の一部を改正する条例の、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。このたび地方税法等の一部が改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則4月1日から施行されますことから、地方自治法第179条第1項に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたしますので、新旧対照表1ページをご覧ください。まず、寄付金税額控除、第37条の、あ第34条の7の改正です。地方公共団体等に寄付する場合に、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特別控除額の算定に用いる所得税の税額、限界税率に復興特別所得税括弧100分の2.1括弧閉じるを乗じて得た率を加算する措置を講ずる改正でございます。次に、括弧固定資産

税の納税義務者等括弧閉じる、第54条第5項は独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行にともない指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者、特例の非課税措置を廃止することとされたものです。2ページ下段から3ページにかけて括弧特別土地保有税の納税義務者等括弧閉じる、第131条第4項も独立行政法人森林総合研究所が特例の非課税措置を廃止することとされたための改正でございます。続きましてここからは、続いて、以下は附則の改正です。3ページ括弧延滞金の割合等の特例括弧閉じる第3条の2のうち第52条にかかわる事項を後段第2項に新たに設けるものでございます。第1項、延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、本則、年14.6%の割合にあつては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合。年7.3%の割合にあつては特例基準割合に年1%を加算した割合。括弧加算した割合が7.3%を超える場合には、年7.3%の割合括弧とする改正です。また、徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除する改正です。4ページ中段、第2項についてです。連結法人等の確定申告の提出期限の延長を税務署長が認めた場合の、法人町民税の延滞金のかかる割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることを定めた改正です。次に、4ページ下段括弧納期限の延長に係る延滞金の特例括弧閉じる第4条は特別な事情により税務署長が法人等の確定申告書の提出を猶予した場合、前条の改正にともない特例基準割合の期間を除くことを定めた改正です。次に、5ページ下段括弧公益法人等に係る町民税の課税の特例括弧閉じる、第4条の2について、については公益法人等に対して財産を寄付した場合、譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等から財産等の贈与を受けた他の公益法人等が特例の適用を受けた財産等を有する公益法人とみなされた場合において、非課税承認が取り消されたときは、他の公益法人等に対して寄付時の譲渡所得等に対する、係る個人の町民税の所得割を課すことを定めた改正です。次に6ページ中段、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除括弧第7条の3の2、適用期限を居住年が平成29年に、平成25年から4年間延長することにより適用年度が平成35年度から平成39年度までの4年間延長する改正です。次に6ページ下段の第7条の4、町税条例34条の7と同様の改正を行う附則の改正でございます。7ページ中段第10条の2第2項、地方税法附則第15条第10項が地方税法附則第10条第1項削除により項ずれにより第9項に繰り上がる改正を、改正でございます。次に7ページ下段括弧優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例括弧閉じる。第17条の2第3項、根拠条文中租税特別措置法37条の9の2を除外、租税特別措置法37条の9の3を削除。条ずれにより根拠条文が租税特別措置法37条の9の4からになったものでございます。次に8ページ括弧東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例括弧閉じる、第22条の2、東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の敷地の用に供していた土地の譲渡をした場合読み替えにより長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、優良住宅地の造成等のための、ために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる個人の町民税の課税の特例、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を適用できる改正でございます。10ページ第22条の2の第2項を新しく設けるものでございます。東日本大震災により、その有していた居住用家財が、家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなったものの相続人括弧家屋に居住していたものに限る括弧閉じるが、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には当該相続人は当該家屋を被相続人がそり取得をした日から所有していたものとみなして居住用財産の譲渡をした場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるとする改正でござ

ざいます。10ページ第22条の2第3項につきましては、第2項追加により項ずれしたもので、それに伴う字句の改正でございます。次に11ページ括弧東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例括弧第23条、東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額について、ついで、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額、当該金額が8万1千900円を超える場合は8万1千900円とする改正でございます。法附則5条の4の2第4項を新設したため法附則第5条の4の2の、4の2の第5項が法附則第5条の4の2の6項に項ずれしたため、改正で、そのための改正でございます。第2項、前項と同じく法附則5条の4の2の第4項を新設したため法附則第5条の4の2の第5項が法附則第5条の4の2の第6項に項ずれしたための改正です。法附則45条の3項を新設したため法附則第45条の4項が法附則第45条の第5項に項ずれしたための改正でございます。続きまして本改正文の附則の条文についてご説明いたします。改正文の方の5ページをご覧ください。附則1条において、施行期日を定めております。この新条例は平成25年4月1日から施行しますが、次の各条について別に定めます。第1条から第4条のとおりでございます。次に第4条第2項についてでございます。この改正は地方税法附則15条の9項、9、第1項の改正により固定資産税の2分の1を減免するもので適用年が1年から2年に延長され、改修に要した費用が30万円から50万円を超えるものになったための改正でございます。これは第1項の、に規定しております耐震基準適合住宅にかかる耐震改修について2項で定めたわけでございます。以上、改正の内容を説明、ご報告させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

●服部町民課長（服部導士） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 服部町民課長

●服部町民課長（服部導士） 議案第50号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。この度の改正は、平成25年2月22日付けで公布されました国民健康保険法施行令の一部を改正する政令を受けて改正するものでございます。3月末の専決処分となりましたのは、準則の改正が示されましたのが3月となったためでございます。この度の改正は、後期高齢者医療への移行に伴う特例措置につきまして、1つに、保険税の軽減判定の特例の対象となります特定同一世帯所属者について、5年の期限をなくし恒久化したこと、2つ目に、平等割の減額について、これまでの5年間の2分の1の減額に続いて、3年間の4分の1の減額を加え、計8年間の減額制度としたことであります。なお、この改正は、いずれも保険税の負担を軽減するものでございますが、保険基盤安定で補てんされることになっております。これらを踏まえまして具体的な改正につきましてご説明いたします。新旧対照表をお開きください。第5条の2第1項は医療費分に係る本来の平等割に関する部分でございますが、最初の下線部分につきましては、文言を削っております。この部分は申し上げました特定同一世帯所属者の5年の期限が恒久化されたことによる改正でございます。次に2カ所加えておりますが、これは平等割の5年間2分の1の減額に3年間の4分の1の減額を除外規定に加えるためのものでございます。最初の部分がこれまでの特定世帯における平等割の5年間の2分の1の減額対象について、次の部分が新たに特定継続世帯として3年間の4分の1の減額対象について、それぞれを改正後で明記しております。第3号につきましては、3年間の4分の1の減額後の平等割額として、特定継続世帯を1万125円としております。次に、第7条の3は後期高齢者支援金分の平等割に関する部分でございますが、第1号は本来の平等割に関するもので、除外として特定継続世帯を加えております。第3

号は特定継続世帯として4千275円を加えております。次に、1枚めくっていただき、第23条でございますが、軽減にかかる部分につきまして、それぞれ同様の内容でございます。よって特定継続世帯を加え、特定継続世帯のそれぞれの平等割額を追加しております。まず第1号は7割軽減部分でございますが、イが医療費分、エが後期高齢者支援金分となっております。次のページの第2号は5割軽減で、同じくイが医療費分、エが後期高齢者支援金分となります。第3号は2割軽減で、同じくイが医療費分、内容は1枚めくっていただいた最初でございます。続いてエが後期高齢者支援金分となります。以上が、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令を受けて条例本文を改正したものでございます。次に、附則第21項についてでございますが、これは、地方税法と租税特別措置法の一部改正を受けまして改正したものでございます。内容といたしましては、大きな変更点はございませんが、昨年3月末に追加いたしました東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関し、最初の下線部分が地方税法の一部改正を受け、残りの下線2箇所は租税特別措置法の一部改正を受け、それぞれ項番号を変更しておるものでございます。改正文の2ページ目に戻っていただきたいと思います。中ほどの附則でございます。第1条で施行期日を平成25年4月1日、ただし、附則第21項の改正につきましては平成26年1月1日としております。第2条で適用区分として、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例としております。ただし第2項で附則第21項の改正については平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとしております。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長

●石橋町長（石橋良治） 議案第51号から議案第56号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第51号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町一般会計補正予算第9号により、歳入歳出それぞれ1億3千186万8千円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第52号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ4千867万2千円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第53号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ48万9千円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第54号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ228万円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第55号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ250万円を増額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第56号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号により、歳入歳出それぞれ50万円を減額することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長（日高輝和） 議案第51号専決処分の承認を求めることについて、平成24年度一般会計補正予算第9号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお

開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ1億3千186万8千円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を126億8千237万4千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。第2条地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして、6ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。ほとんどが事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。表の上の方から、町営バス整備事業債は、町営バス大朝線の車両購入費の確定に伴い10万円の増額で370万円。保育所建設事業債は、口羽保育所及び阿須那保育所改築事業に係るもので30万円の減額で2億1千940万円。山村開発センター建設事業債は、平成24年度分の建設工事の完了に伴い30万円の増額で2億1千420万円。道路改良舗装事業債は、町道判場川角線ほか5路線の改良事業に係るもので30万円の減額で2億310万円。公営住宅建設事業債は、公営住宅ストック改善事業、森実住宅建設事業及び市木地区若者定住住宅建設事業の完了に伴い90万円の増額で8千730万円。消防施設整備事業債は、消防瑞穂出張所建設事業及び救急自動車購入事業に係る江津呂智消防組合負担金の確定分と耐震性貯水槽整備事業の完了に伴い700万円の減額で9千830万円。小学校体育施設整備事業債は、瑞穂小学校体育館改修事業の設計費の確定に伴い40万円の減額で1億1千900万円。給食センター整備事業債は、西給食センター設備整備事業の完了に伴い60万円の減額で320万円。あ370万円。失礼しました。学校施設整備事業債は、日貫小学校改修事業の完了に伴い40万円の増額で2千290万円。公民館耐震補強事業債は、井原公民館耐震補強事業の完了に伴い80万円の減額で1千110万円。以下、現年発生農地補助災害復旧事業債から現年発生林道単独災害復旧事業債まで、それぞれ災害復旧事業費の確定によるもので、合わせて140万円の増額で1千290万円となっております。以上、合計いたしまして、630万円の減額で、地方債の合計額が16億9千570万円となるものでございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから5ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は6ページからさせていただきますので、めくっていただきまして6ページ・7ページをお開きください。以下左のページの説明が右のページという配置になっておりますのでご確認ください。6ページ、まず歳入でございます。1款は、町税です。1項町民税から4項市町村たばこ税まで、それぞれ収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。2項の固定資産税の現年課税分で605万9千円の減額を計上しておりますが、企業の大口未納額が発生したものが影響しております。続きまして8ページをお開きください。2款地方譲与税、6款地方消費税交付金、8款自動車取得税交付金、10款地方交付税、12款分担金及び負担金につきましては、それぞれ交付額及び負担金額の確定による補正でございます。このうち10款の地方交付税でございますが、特別地方交付税を1億7千109万4千円増額補正しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されますもので、3月22日に総務省で配分額が決定されたものでございます。続きまして10ページでございます。13款使用料及び手数料につきましては、斎場使用料の実績に基づく減額を計上しております。14款国庫支出金、15款県支出金でございますが、国及び県からの交付決定を受け、それぞれ減額補正をしております。これらは各事業の財源補正となっておりますので、後ほど歳出の方でも説明をさせていただきます。続きまして12ページでございます。15款県支出金でございますが、前のページ同様交付決定を受けての補正でございます。17款寄附金でございますが、一般寄附金として作曲家の故伊藤亘二氏に係る著作権収入を計上しております。18款繰入金でございますが、1月及び3月の補正予算に計上しておりました財政調整基金からの繰

入につきまして、財源の確保ができましたので1千744万7千円を今回減額補正するものでございます。20款諸収入でございますが、雑入を計上しております。2款報償金570万2千円ですが消防団員の退職者が増えたことに伴う消防団員等公務災害補償等基金からの退職報奨金収入でございます。3款過年度補助金等返還金101万2千円でございますが、平成23年度江津邑智消防組合の羽須美出張所建設事業に係る負担金の精算分でございます。14ページをお開きください。前のページに引き続いて雑入でございます。4節他団体補助金、6節雑入につきましては、交付決定及び実績見込み額により補正しております。21款町債でございますが、えーこれは17ページまで続いております。先ほど地方債補正のところでご説明申しあげましたとおりでございます。説明の方は省略をさせていただきます。次に、歳出の説明をさせていただきます。18ページ・19ページをお開きください。まず、2款1項総務管理費の目1一般管理費です。積立金を1億8千48万5千円増額補正しております。これは歳入の増額分を基金に積み立てるもので、内訳は、財政調整基金への積み立てが1億4千48万5千円、減債基金への積立が4千万円でございます。以下、6企画費、8地域振興及び人口定住対策費、12生活交通確保対策事業費、2款2項徴税費につきましては、それぞれ事業が完了したことにより補正を行っております。えー、ここで、あの右ページの説明欄に財源更正と記載されているものがございしますが、それぞれの事業が完了したことに伴い起債あるいは国県補助金といった特定財源が決定されたことに伴い、財源の調整のみを行ったものでございます。以下個々の説明につきましては、これは割愛させていただきます。下の3款1項社会福祉費でございますが、国民健康保険事業の精算に伴う繰出金の減額、及び中国残留邦人等支援給付費の実績に基づく減額補正でございます。続きまして20ページをお開きください。3款1項社会福祉費につきましては、事業実績に伴う減額補正でございます。3款2項児童福祉費の3児童福祉施設費でございますが、阿須那保育所改築事業の工事請負費を法人への補助金に振り替えるものです。なお、この事業は平成25年度への繰り越し施工をするものでございます。3款3項生活保護費につきましては、事業実績に基づく補正でございます。続きまして22ページをお開きください。4款衛生費1項保険衛生費から6款1農業費でございますが、それぞれ事業実績に伴う補正でございます。保健衛生費の簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、実績に基づいて財源不足が見込まれるため、一般会計から繰出しを行うものでございます。続きまして24ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費でございます。下水道事業特別会計繰出金につきましては、農業集落排水事業において財源確保ができたことに伴い繰出金を減額するものでございます。7款商工費1項商工費でございます。農林商工等連携サポートセンター事業費につきましては、減額補正を行うものでございます。国の補正予算を活用する事業として3月補正予算に計上しておりますええ邑南町誇りと自信を持とう事業につきまして、国から補助金の交付決定がありましたので、一部事業内容の調整を行い、169万4千円を減額するものでございます。なお、この事業は平成25年度への繰り越し事業となっております。金融支援対策事業費につきましては、商工業者の方の資金借入に対して助成を行うものでございますが、件数の増加に伴いまして44万1千円の増額を行うものでございます。8款土木費1項土木管理費でございます。下水道事業特別会計繰出金につきましては、特定環境保全公共下水道事業の財源確保ができたことに伴い繰出金を減額するものでございます。続きまして26ページをお開きください。いずれも土木費で各事業の財源更正を行ったものでございます。28ページをお開きください。9款消防費でございます。1の常備消防費につきましては、江津邑智消防組合瑞穂出張所建設事業費及び高規格救急車整備事業費の確定に伴う負担金の減額で624万7千円をしております。2の非常備消防費につきましては、歳入のところでご説明しました消防団員の退職報償金の増額により570万2千円増額補正するものでございます。4防災費につきましては、財団法人自治総合センターの補助事業が



採択になったもので、出羽地区の自主防災組織が消火栓用ホース等を整備された費用への補助金でございます。１０款教育費１項教育総務費でございます。２の事務局費に２７万８千円の増額補正を計上しておりますが、歳入の寄付金のところでご説明いたしました故伊藤亘二氏に係る著作権収入を瑞穂小学校補助金として計上しております。以下教育費につきましては、それぞれ財源補正を行ったものでございます。続きまして、３０ページをお開きください。１０款教育費３項中学校費から１１款災害復旧費まで、それぞれ事業実績に基づく財源更正及び減額補正でございます。続きまして、３２ページをお開きください。１２款公債費でございますが、長期償還利子、一時借入金利子の確定によりまして減額補正をしたものでございます。一般会計補正予算につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

- 山中議長（山中康樹）** えー、議案の説明中ではございますが、ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は議案の審議のため、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決しました。

- 服部町民課長（服部導士）** 議長、番外。

- 山中議長（山中康樹）** 服部町民課長。

- 服部町民課長（服部導士）** 議案第５２号専決処分の承認を求めることについて、平成２４年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第４号について、ご説明いたします。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４千８６７万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１４億７千１７０万１千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の４ページ・５ページをお開きください。まず、歳入でございますが、それぞれ、交付決定や確定、あるいは歳入見込みが確実になったことによる補正でございます。１款の国民健康保険税につきましては、最終見込みといたしまして、全体で９０万６千円の減額でございます。４款の国庫支出金につきましては、療養給付費負担金、療養給付費負担金、老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者医療支援金、それぞれが確定いたしましたので、全体で１千４６０万３千円減額しております。次に、６ページ・７ページをお開きいただき、国庫補助金の、財政調整交付金は医療費の減少により３千９０４万１千円減額しております。次に、８ページ・９ページをお開きいただき、６款の共同事業交付金につきましては、医療費の減少により４千１２８万５千円減額しております。次に、８款の療養給付費交付金につきましては、前年度精算交付を受け、４千２０９万９千円増額しております。次に、１０ページ・１１ページをお開きいただき、９款の繰入金でございますが、国民健康保険事業基金繰入金につきましては、療養給付費国庫負担金等の減額を補てんするため１千３６８万円増額しております。一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金、昨年度の総務費予算不用額の精算など最終の調整のため１１６万４千円の減額、助産費等繰入金が１０人の出産見込みに対し３人の出産であったことにより１９５万５千円の減額、全体で３１１万９千円の減額でございます。次に、１２ページ・１３ページをお開きいただき、歳出でございます。歳出の補正につきましては、歳出の確定などにより、予算額を修正するとともに、財源内訳につきましても必要な修正を行っております。まず、２款の保険給付費でございますが、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者ともに医療費の減



少により、全体で1千418万2千円の減額でございます。財源内訳では関係いたします療養給付費等国庫負担金と共同事業交付金を修正しております。次に、高額療養費につきましても、医療費の減少により、全体では、14ページ・15ページをお開きいただき計の欄でございます。1千26万円の減額でございます。財源内訳につきましても同様に療養給付費等国庫負担金と共同事業交付金を修正しております。次に、16ページ・17ページをお開きいただき、6款の共同事業拠出金でございますが、これにつきましても医療費の減少により、高額医療費に対して、高額医療費に対応します高額医療費共同事業医療費拠出金、それ以外の保険財政共同安定化事業拠出金ともに減額し、全体で1千891万2千円の減額でございます。財源内訳につきましては国と県の高額医療費共同事業負担金を修正しております。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。続きまして、議案第53号専決処分の承認を求めることについて、平成24年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号について、ご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7千67万9千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ・5ページをお開きください。まず、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきまして、普通徴収保険料の最終歳入見込みにより48万9千円の増額でございます。次に、6ページ・7ページをお開きいただき、歳出でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、保険料等負担金を歳入と同額の48万9千円の増額でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●土崎水道課長（土崎由文） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土崎水道課長。

●土崎水道課長（土崎由文） 議案第54号専決処分の承認を求めることについて平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきましてご説明いたします。予算書の第1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ228万円を減額し歳入歳出の総額を6億8千318万6千円とするものでございます。4ページ地方債補正をご覧ください。補正前の限度額1億4千370万円に対し、補正後の限度額1億4千220万円で150万円の減でございます。これは簡易水道施設整備事業費が確定したことによる減額でございます。次に、詳細については事項別明細書の4ページをご覧ください。歳入でございますが水道使用料が150万円減額してあります。これは3月の水道使用量が例年に比べ減少しております。通常冬季間は各家庭で水道管凍結防止のため夜間水道蛇口を少し開けることがありますけれども本年は暖冬のためそうした対策が不要であったため使用水量が減ったものと考えております。次に国庫補助金99万6千円の減、施設整備事業費確定による減額でございます。次に一般会計繰入金171万6千円の増、町債についてさきほど説明させていただきました。次に、歳出でございますが6ページをご覧ください。簡易水道施設整備事業費の工事費等確定したことにより228万円の減でございます。続きまして議案第55号専決処分の承認を求めることについて平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましてご説明いたします。予算書の1ペ

ージをお開きください。歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ250万円を増額し歳入歳出の総額を10億840万3千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページをご覧ください。歳入でございますが、分担金及び負担金が250万円の増額でございます。これは、農業集落排水施設及び下水道施設に新たに加入届けを提出していただいた方の受益者分担金でございます。この額を一般会計から繰り入れた公債費と財源補正するために歳入において農業集落排水事業及び下水道事業基金繰入金を250万円増額し、他会計繰入金を同額減額するものでございます。6ページをご覧ください。歳出につきましても公債費に支出する下水道基金積立金を250万円増額し、同額の一般会計分を減額する財源更正を行ったものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●小林情報推進課長（小林雅博） 番外。

●山中議長（山中康樹） 小林情報推進課長。

●小林情報推進課長（小林雅博） 議案第56号専決処分の承認を求めることについて平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。予算書の1ページ目をお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2千133万円とするものでございます。2項については後ほどご説明いたします。第2条地方債の変更につきましては4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。情報基盤整備事業債の限度額を900万円から850万円に変更するものでございます。これは契約額の確定によるものでございます。次に事項別明細書の4ページをご覧ください。まず、歳入でございます。9款町債さきほどご説明いたしました情報基盤整備事業債でございます。50万円の減額でございます。続いて6ページをご覧ください。歳出でございます。2款電気通信事業債の施設整備事業費は財源更正でございます。3款基金積立金、電気通信事業基金積立金50万円の減額でございます。以上補正額合計50万円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。始めに、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、議案第48号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第49号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●大和議員（大和磨美） 議長

●山中議長（山中康樹） 1番大和議員

●大和議員（大和磨美） えーと、議案第50号に対してなんですが、特定継続世帯として

3年間町独自の補助を延長した点は大変評価できるんですけども、えーと、そのまま2分の1という数字で延長するということは検討されなかったのでしょうか。どうでしょうか。

●服部町民課長（服部導士） 議長、番外

●山中議長（山中康樹） 服部町民課長

●服部町民課長（服部導士） えー、この改正につきましては、冒頭申し上げましたけれども国民健康保険法施行令の改正を受けての、えー、条文改正でございまして、そのために、規定にございますけども、通常今までありました5年間の2分の1の減額措置、加えて引き続いて、えー、それを経過した方につきましても3年間の4分の1の減額措置を行おうという激変緩和の措置を追加されたということでございまして、えー、町単独で考える制度のものではございませんでして、国の制度にのっとったものでございます。

●山中議長（山中康樹） 1番いいですか

●山中議長（山中康樹） その他ありませんか。

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第50号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。

本件の質疑につきましては、歳入・歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第51号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第52号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第53号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第54号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第55号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５６号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、議案第５６号に対する質疑を終わります。以上で、議案の質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹）　これより、討論、採決に入ります。始めに、議案第４８号に対する討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第４８号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成、したがって、議案第４８号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第４９号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第４９号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成、したがって、議案第４９号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５０号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第５０号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

●山中議長（山中康樹）　はい、賛成多数、したがって、議案第５０号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５１号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第５１号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成、したがって、議案第５１号、専決処分の承認を求めることについて、平成２４年度邑南町一般会計補正予算第９号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５２号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第５２号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成、したがって、議案第５２号、専決処分の承認を求めることについて、平成２４年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第４号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５３号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第５３号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成、したがって、議案第５３号、専決処分の承認を求めることについて、平成２４年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第４号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第５４号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第５４号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第54号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第55号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第55号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第55号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第56号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第56号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。自席にてお待ちください。

—— 午後5時14分 休憩 ——

(追加日程の配布)

—— 午後5時17分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、各常任委員会委員長、議会運営委員長並びに各特別委員会委員長より閉会中の継続審査の付託について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第18として、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の付託については日程に追加し、追加日程第18として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第 18 閉会中の継続調査の付託

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 18、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 山中議長（山中康樹） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしましたので、これをもって本臨時会を閉会いたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、平成 25 年第 3 回 邑南町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

—— 午後 5 時 18 分 閉会 ——